

「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」の施行に向けた周知活動について

市民や観光客の皆さんの安全で安心な生活環境の確保を目的とし、カラス族による勧誘行為などの迷惑行為を罰則付きで禁止するため、「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」が第3回定例市議会において全会一致で可決され、10月4日付けで公布を行ったところです。

この条例は、本年12月1日から施行いたしますが、違反行為には「50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」など、非常に重たい刑罰が科せられることとなります。

本市では、条例施行日を待つまでもなく、多くの人たちが迷惑・不快と感じている迷惑行為を一日も早く排除、根絶したいと考えており、このたび、俳優の八名^{やな}信夫^{のぶお}氏をこの条例のイメージキャラクターに起用し、「もうヤメようや、迷惑行為。」を合言葉に、同条例の啓発、周知活動を展開します。

誰もが安心して楽しめる安全な繁華街を実現するために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

1 周知、啓発活動

ポスター、チラシ（10月28日（金）～）

公共施設をはじめ、地下鉄駅構内、民間ビルなどで掲出・配置し、条例施行を広く告知します。

〔作製部数〕ポスター：A 2判 1,000枚、B 3判 2,000枚

チラシ：30,000枚

街頭ビジョン（11月2日（水）～）

条例が適用となる区域に点在する街頭ビジョンをフルに活用し、15秒間のコマーシャルフィルムを放映します。各地点の通行量などの特性を踏まえ、放映する時間帯を特定するなど、効果的に条例を告知します。

放映予定

- ・札幌駅前メガビジョン（午前8時～午後10時）：1日28回放映
- ・4丁目メガビジョン（正午～午後8時）：1日28回放映
- ・道新ビジョン（午前8時～翌午前2時）：1日68回放映
- ・ススキノ日劇ビジョン（午後4時～午後10時）：1日48回放映
- ・大通地下 HILOSHI（午前9時～午後10時） 11月14日～12月11日：1日52回放映

街頭放送、地下鉄駅構内放送（11月2日（水）～）

歩道、地下鉄駅構内などを行き交う人たちに対して、条例施行に加え条例の遵守を呼び掛けます。

シネビジョン（11月5日（土）～）

市内中心部にあるシネマコンプレックスのスクリーンで、15秒間のコマーシャルフィルムを放映します。

宣伝カー（11月11日（金）～）

人通りでにぎわう毎週末のススキノ地区を中心に宣伝カーを巡回させ、条例施行に加え、内容についても告知します。

タウン誌（11月下旬発行予定分）

条例の規制対象となる業種の関係者、買い物客、観光客らを購読層としたタウン誌を用いて条例施行をPRします。

2 街頭キャンペーン

札幌市のほか、北海道警察、地元関係者ら多数の参加者の協力を得て、頻繁に迷惑行為が行われている地域で啓発グッズの配布を行い、迷惑行為防止の機運を高めていきます。なお、当日は条例で規制する迷惑行為が特に強く確認されている札幌駅周辺地域、大通駅周辺地域、すすきの駅周辺地域の3カ所を順に移動し、啓発活動を実施する予定です。

〔日 時〕

平成17年11月25日（金） 夕方

詳細については、11月中旬に決定する予定です。

〔参加者〕（予定）

- ・上田 文雄札幌市長
 - ・北海道警察関係者
 - ・札幌駅周辺地域、大通駅周辺地域、すすきの駅周辺地域関係者 計 約50人
- このほかに札幌市議会議員あてにも、案内をする予定で現在検討中です。

〔配布物〕

同条例の趣旨をプリントした携帯用カイロ

3 その他

その他の活動として、市広報番組（テレビ、ラジオ）による告知活動や、広報さっぽろ11月号への掲載、同条例ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/shimin/hankagai/>）による閲覧など実施します。

問い合わせ先

市民まちづくり局区政課：吉田

電話 211-2252